

尖閣諸島自然環境基礎調査事業

委託業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

絶海の孤島である尖閣諸島の貴重で固有な野生生物等の生態系ならびに自然環境保護の観点など、今後これらを検討していくために資料収集等の基礎調査を行う。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

尖閣諸島自然環境基礎調査事業

(2) 業務内容

- ・既存資料調査
- ・衛星画像調査
- ・航空機による画像・映像撮影調査
- ・尖閣諸島情報マッピング調査
- ・尖閣諸島周知ビデオ・資料・ジオラマ・展示パネルの作成
- ・認識度アンケート調査

(詳細は別紙「仕様書」のとおり)

(3) 委託期間

契約を締結した日から平成27年2月27日(金)

(4) 契約限度額

34,365,600円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 参加資格

(1) 沖縄県内に本店もしくは事業所(支店等含む)があること

(2) 提案内容を確実に遂行できる十分な執行体制(※1)及び実行能力

(※2)を有していること。

※1:技術士総合技術監理部門(建設、水産、環境)、あるいは技術士建設部門(建設環境)、環境部門(自然環境保全)、水産部門(水産水域環境)が管理技術者となること。

※2:過去5年において本市もしくは沖縄県内にて自然環境系の調査実績を有していること。

(3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。

4. プロポーザルへの申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記書類を平成26年6月24日（火）までに、郵送または持参にて提出すること。

（郵送の場合は簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で、上記提出期限の消印有効とする）。

【提出書類】

- ①参加申込書（様式1）
- ②企画書（様式2、別紙2-1、2-2）

5. 申込みおよびプロポーザルに係る問い合わせ

本プロポーザルに係る質問については、平成26年6月18日（水）までに、「質問書（様式3）」にてFAXで提出すること。

なお、回答については、ホームページで公開し回答する。

6. 審査及び委託先候補者の決定方法等

(1) 提出された企画書等について、あらかじめ定めた審査項目及び評価点に基づき、選定委員会において選考審査を行い、契約限度額の範囲内において評価の総合点が最も高かった事業者を当該業務の委託先候補者である最高得点事業者として選定する。

(2) 審査の項目及び評価内容

番号	項目	備考
1	実績	本業務に資するであろう実績
2	実施体制	本業務をよりよく実施するための組織体制や人員配置
3	本業務内容の習熟度	本業務への理解
4	実施方法	別添仕様書中の「4. 事業委託業務（特に（2）～（5））」に対する実行能力
5	提案内容の具体性と独自性	—

7. プレゼンテーションについて

参加申込書を提出し、参加資格に該当する事業者は、プレゼンテーションを実施する。日程・場所等については、別途通知することとする。

8. 審査結果の通知

審査の結果は選考後、事業者に書面で通知する。

なお、電話等による問い合わせには応じないこととする。

9. 契約の方法等

- (1) 委託契約に当たっては、審査された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではない。最高得点事業者と提案内容に沿って、契約内容について協議・調整を行い、双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議のうえ、企画提案の一部を変更する場合がある。
- (2) 別紙「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものである。したがって、最高得点事業者の企画内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書に、当該企画書等の内容の範囲内において、委託業務の内容が追加される場合がある。
- (3) 最高得点事業者が、正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、次順位の事業者を最高得点事業者として選定のうえ、9－(1)ならびに(2)の事項を準用し、契約を締結するものとする。

10. 選定スケジュール（予定）

- 平成26年6月18日（火）実施要領等に関する質問受付期限
- 平成26年6月24日（水）参加申込及び企画書等提出期限
- 平成26年7月 7日（月）企画書等選考審査（プレゼンテーション）
- 平成26年7月 8日（火）審査結果通知（予定）

11. その他

- (1) 事業者が提出した企画書等が採用された場合、その一切の著作権は石垣市に帰属する。
- (2) 契約を請け負った事業者（以下「受託者」）は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、本市と協議のうえ、業務の一部を第三者に請け負わせることができる。
- (3) 業務の実施にあたっては、本市と協議のうえで行うものとする。
- (4) 受託者は、業務終了後速やかに、仕様書の内容を満たしていることが確認できる報告書を提出するものとする。

12. 問い合わせ及び各種書類の提出先

〒907-8501

沖縄県石垣市美崎町14番地

石垣市 企画部 企画政策課 企画係 （担当：前津）

TEL：0980-82-1350

FAX：0980-83-1427